

1 基本的に休止を要請する施設一覧（例）

下記に示す施設は例示であり、施設の名称や本来の用途にかかわらず、当該施設の業務内容や感染拡大の危険性を考慮して判断する必要があります。

（例）カラオケボックスについて、歌謡のための設備を全て停止し、発生を伴わない楽器練習のみのために使用する場合やテレワーク用施設として使用する場合は対象外となる

種類	施設	備考
遊興施設	キャバレー	⇒特措法による協力要請
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック	
	バー	
	ダーツバー	
	パブ	
	ストリップ劇場	
	ヌードスタジオ	
	個室付浴場業に係る公衆浴場	
	のぞき劇場	
	その他性風俗店	
	個室ビデオ店	
	ネットカフェ	
	漫画喫茶	
	カラオケボックス	
	ライブハウス	
	勝馬投票券発売所	
場外車券売場		
競艇場外発売場		
射的場		
大学・学習塾等	大学	【床面積の合計が1,000㎡を超える場合】 ⇒特措法による協力要請
	専修学校・各種学校	
	高等専修学校	
	専門学校	【床面積の合計が1,000㎡以下の場合】 ⇒特措法によらない協力依頼
	学習塾	
	英会話教室	
	インターナショナルスクール	
	日本語学校・外国語学校	
	そろばん教室	
	バレエ教室	
	囲碁・将棋教室	
	音楽教室	
	自動車教習所	
生け花・茶道・書道・絵画教室		
体操教室		
※但し、床面積の合計が100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策を施した上での営業		
※オンライン授業、家庭教師は対象外		
学校 (上記を除く)	幼稚園	⇒特措法による協力要請
	小学校	
	中学校	
	義務教育学校	
	高等学校	
	高等専門学校	
	中等教育学校	
	特別支援学校	
※但し、預かり保育等の提供を通じて、医療従事者やひとり親家庭など、保育を必要とする園児や児童等の居場所確保の取組みを継続して実施するよう要請		
運動施設・ 遊技施設	体育館	⇒特措法による協力要請
	屋内・屋外水泳場	
	ボウリング場	
	スケート場	
	柔剣道場	
	スポーツクラブ	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	
	マージャン店	
	パチンコ屋	
	ゲームセンター	
	テーマパーク	
遊園地		
ゴルフ練習場（※1）、バッティング練習場（※1）、陸上競技場（※2）、野球場（※2）、テニスコート（※2）、弓道場等は対象外		
※1 屋内施設は使用停止の要請の対象とする		
※2 屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする		

種類	施設	備考
劇場等	劇場	⇒特措法による協力要請
	映画館	
	観覧場	
	プラネタリウム	
	演芸場	
集会・展示施設①	集会場	⇒特措法による協力要請 ※神社、寺院、教会等は対象外
	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
	多目的ホール	
集会・展示施設②	博物館	【床面積の合計が1,000㎡を超える場合】 ⇒特措法による協力要請 【床面積の合計が1,000㎡以下の場合】 ⇒特措法によらない協力依頼
	美術館	
	図書館	
	科学館	
	動物園	
	植物園	
	水族館	
	記念館	
	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	
商業施設	DVD/ビデオショップ	【床面積の合計が1,000㎡を超える場合】 ⇒特措法による協力要請 【床面積の合計が1,000㎡以下の場合】 ⇒特措法によらない協力依頼 ※但し、床面積の合計が100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策を施した上での営業 ※1 不特定多数の者に幅広く住宅の施工例等を示し、各種集客活動とあわせて展示場への来場を促すことで、将来の購買の意欲喚起を図るものは、「展示場」に該当
	DVD/ビデオレンタル	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	
	ゴルフショップ	
	エステサロン	
	ネイルサロン	
	まつ毛エクステンション	
	脱毛サロン	
	日焼けサロン	
	写真屋	
	フォトスタジオ	
	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	
	ペット美容室（トリミング）	
	囲碁・将棋盤店	
	金券ショップ	
	古物商（質屋を除く。）	
	住宅展示場（※1）	
	展望室	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	
	土産物屋	
美術品販売		
宝石類や金銀の販売店		
旅行代理店（店舗）		

※ 床面積の判断について

- 床面積については事務スペース等も含む
- 当該施設の建築物の床面積で判断する（建築物全体の床面積では判断しない）
（例）1,000㎡を超えるオフィスビルに入居している床面積50㎡の店舗は、1,000㎡を超える施設に該当しない
- 複数の対象施設が入っている建築物については、当該複数施設の建築物の床面積を合算しない
（例）400㎡のボウリング場、300㎡のマーケット、200㎡の理髪店、200㎡の学習塾が入居する建築物については、それぞれの施設は1,000㎡を超える施設に該当しない
- 百貨店、マーケットと同様の営業形態と考えられる施設（施設管理者が存在するショッピングモールなど）については、建築物の床面積を合算する

※ 今後のお問い合わせ等の状況を踏まえて、例示する施設を追加する場合があります